

令和6年度首里城公園地内文化財等清掃・巡回業務委託契約仕様書

令和6年度首里城公園地内文化財等清掃・巡回業務委託は、本仕様書に定めるところによる。

1 契約期間及び履行期間

契約期間：契約締結日から令和7年3月31日

履行期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日

2 履行箇所

別表1のとおり

3 定義

本仕様書において、県を「甲」とし、受託者を「乙」と称す。

4 業務内容

業務完了後は各業務に応じた報告書を作成し、作業月の翌月10日までに紙媒体で提出すること。また、現場で異常を発見した場合は、速やかに担当職員に連絡し、対応すること。

(1) 清掃

本業務は別表1の文化財の清掃等を定期的及び必要が生じた時に行うものである。

清掃完了後は業務実施前中後の現場写真（同方向から撮影）、作業箇所の図面及び実施数量等を記載した報告書を作成すること。

①定期清掃

5、8、11、1月に別表1の草刈清掃とゴミ拾い、雑草雑木の除去を行う。

高所（城郭・建造物等）については、年に2回、高所作業車等を使用した剪定作業も合わせて行うこと。

②巡回清掃

毎月1回、別表1のゴミを拾い及び必要に応じて雑草雑木の除去を行う。ただし、定期清掃を実施する月は除く。

※巡回清掃は、甲の指示により随時行うことがある。

③台風及び緊急時の対応

台風前後の扁額の上げ下ろしや臨時清掃を行う。その他台風及び緊急時の対応については、甲の指示に従うこと。

(2) 巡回

毎日1回、日中に巡回を行い、別表1の土地及び工作物に異常がないか確認すること。
巡回終了後は報告書(様式1)を作成すること。

(3) その他

その他、甲が指示する事項。

5 打合せ

乙は、業務の実施にあたり事前に甲と十分な打合せを行い、円滑に業務を遂行するものとする。

6 暴力団員等による不当介入の排除対策

(1) 乙は、本契約に関して、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(2) 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負させたとき、当該第三者が暴力団及び、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否させ、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

7 業務上の注意事項

(1) 乙は、契約締結後、着手届、配置者届、業務計画書(作業方法、緊急時の連絡体制、安全対策等を記載したもの)を提出すること。

(2) 乙は、前項で届け出た以外の者を甲の承認を得ないで業務に従事させてはならない。
ただし、急病等の緊急な場合を除く。

(3) 作業中の飲酒・喫煙は固く禁ずる。

(4) 数量については適宜範囲内で調整するものとする。

(5) 産業廃棄物があった場合は、廃棄物処理委託契約書及び各許可書(写)を提出すること。

(6) 安全管理は十分に行い、業務を行うこと。

8 再委託の禁止

- (1) 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- (2) 乙は、甲が本仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- (3) 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。
- (4) 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負させた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- (5) 乙が前各項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負させた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

9 作業管理

乙は、作業にあたっては、文化財の重要性を認識し、取扱いに十分注意し、甲の許可無く移動させることや、損傷を与えることが無いように配慮すると同時に文化財の保全に努める（火気厳禁）。

10 受注者相互の協力

乙は、履行箇所に隣接する箇所の指定管理者及び関連する業務の請負業者と相互に協力し、業務を実施しなければならない。

また、他事業者が実施する業務が同時に行われる場合にも、これらの業者と相互に協力しなければならない。

11 疑義

乙は、本業務の実施にあたり、仕様書等の解釈に疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない場合の事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

別表1

(土 地)


所有者	名 称	地 番	面 積(m ²)	備 考
文化財課	円覚寺跡	当蔵町2丁目2-1	2,338.00	
		当蔵町2丁目2-3	2,960.00	
	弁財天堂	当蔵町1丁目1-3	228.00	
	玉 陵	金城町1丁目3-1	3,881.00	
	国学・首里聖廟跡	当蔵町1丁目	583.00	

計 9,990

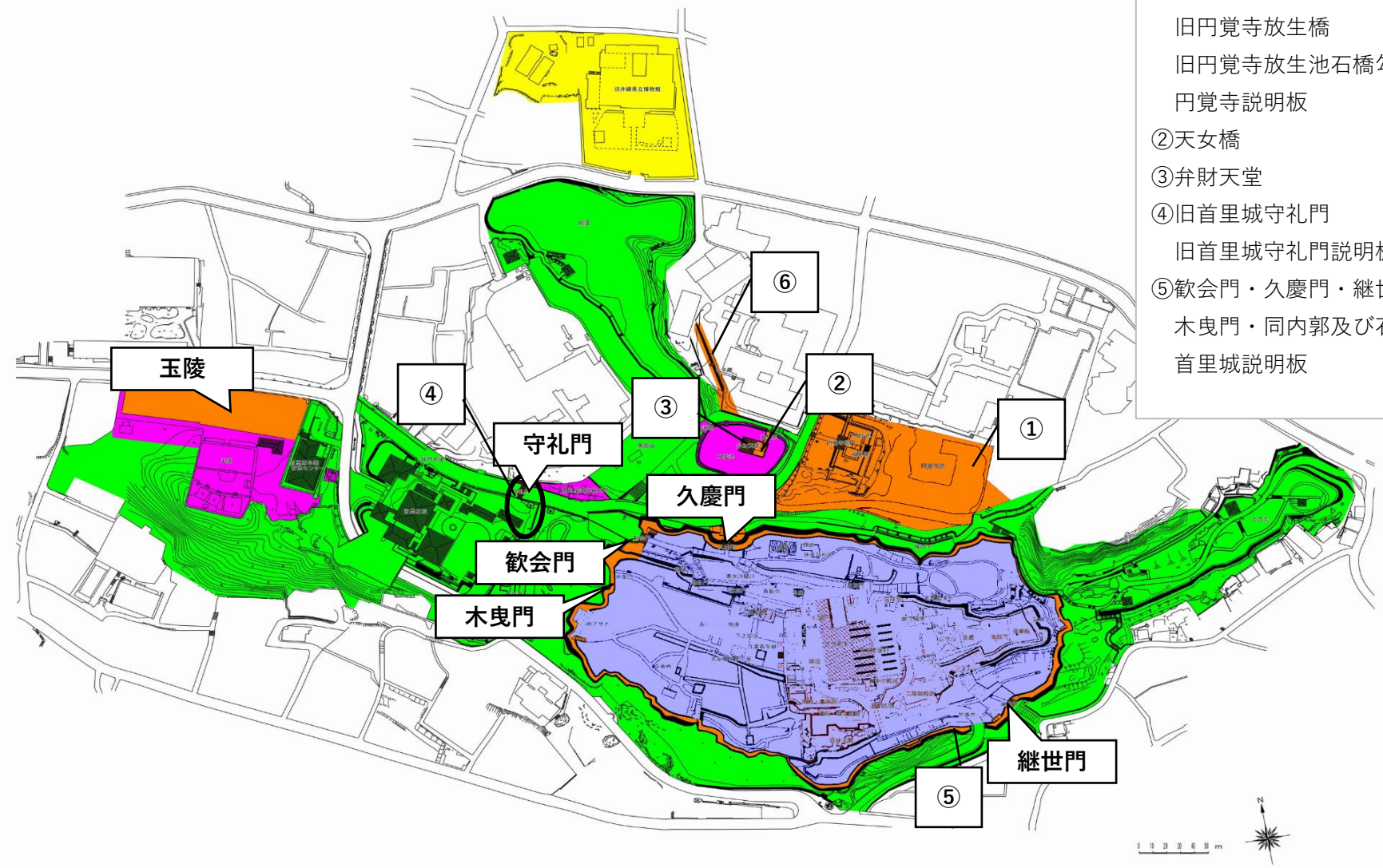
(工 作 物)

所有者	所在地	区分図	名 称	指定区分	清掃内容特記事項	備考
文化財課	円覚寺跡	①	旧円覚寺総門	県指定・建造物	高所作業あり。	「円覚寺跡」は国指定の史跡
			旧円覚寺放生橋	国指定・建造物		
			旧円覚寺放生池石橋勾欄	県指定・彫刻		
			円覚寺説明板			
	②	天女橋	国指定・建造物			
	③	弁財天堂				
	旧首里城守礼門	④	旧首里城守礼門	県指定・建造物	高所作業あり。	同場所は国指定の史跡「首里城跡」
			旧首里城守礼門説明板			
	首里城跡	⑤	歓会門・久慶門・継世門・木曳門 ・同内郭及び石垣		高所作業あり。 門の櫓内は掃き掃除を行う。	
			首里城説明板			
国学・首里聖廟跡	⑥	国学・旧首里聖廟石垣	県指定・史跡			

首里城公園管理区分図

凡例	管理区分
	沖縄県教育庁文化財課

- 工作物
- ①旧円覚寺総門
旧円覚寺放生橋
旧円覚寺放生池石橋勾欄
円覚寺説明板
 - ②天女橋
 - ③弁財天堂
 - ④旧首里城守礼門
旧首里城守礼門説明板
 - ⑤歓会門・久慶門・継世門・
木曳門・同内郭及び石垣
首里城説明板



玉陵

④

守礼門

③

久慶門

②

①

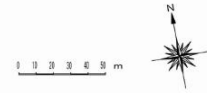
歓会門

木曳門

継世門

⑤

⑥



No.	業務内容	数量（年間）	単位	備考
1	定期清掃	4	回	四半期に1回
2	巡回清掃	12	回	毎月（定期清掃月は除く） ※指示により随時行う可能性有り （4回を想定）
3	高所剪定作業	2	回	1週間/回程度を想定
4	台風及び緊急時の対応	3	回	高所作業あり（扁額の上げ下ろし）
5	巡回	365	回	1日1回（2時間/回）
6	廃棄物処分	25,772	kg	年間想定処分量
7	業務打合せ	4	回	四半期毎に1回